

件 名	岐阜県における年次休暇制度の柔軟化について
受付日	令和8年6月 15 日
ご意見・ご提案 の概要	令和8年4月から、国の全ての常勤職員と非常勤職員は、特に必要と認められる場合は年次休暇を「15分単位」で取得できるようになった。 岐阜県でも是非導入し、働いてもらい方改革を推進してはどうか。
県の考え方	令和8年4月から、国家公務員の年次休暇については、人事院規則の改正により、取得できる最小単位が15分とされました。 一方、地方公務員の年次休暇については、労働基準法や地方公務員法により定められており、取得できる最小単位は1時間とされています。 今般の改正では、これらの法令における年次休暇の取得単位に係る改正は行われていないことから、現行の取扱いに変更の予定はありません。
担当課	知事公室 人事課